

令和 5 年 9 月 吉日

お 客 様 各 位

山 形 信 用 金 庫

登録番号：T3390005000945

### インボイス制度への当金庫の対応について

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫は、適格請求書発行事業者としての登録を完了しております。

登録番号	T3390005000945
名称	山形信用金庫
本店又は主たる事務所の所在地	山形県山形市白山 1 丁目 10 番 3 号

令和 5 年 10 月 1 日からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。これに伴い、当金庫が役務提供を行うサービスに対する適格請求書（インボイス）を以下の通り発行いたします。

#### 1. 窓口等でのお支払いいただく手数料

代金取立手数料、両替手数料、振込手数料等取引の都度窓口でお支払いいただく手数料に対しては、お客様控えに所定の事項を押印してお渡しします。

#### 2. 預金口座より口座振替でお支払いいただいている手数料

インターネットバンキング手数料等の預金口座より口座振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイス管理票を作成し毎月 1 日から月末日までの 1 ヶ月分を集計し、お取引のあった月毎に、取引日または引落日ごとの手数料明細を記載したインボイス管理票を発行いたします。発行頻度は、1 ヶ月毎、3 ヶ月毎、6 ヶ月毎、1 年毎となります。発行を希望される場合は、営業部店窓口へお申し出ください。

#### 3. ATM での取引について

ATM での振込手数料、利用手数料については、発生する手数料が原則 3 万円未満となり、インボイスの交付が不要な「3 万円未満の自動販売機及び自動サービスにおける取引等（自動販売機特例）」に該当します。

お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

ATM から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。なお仕入税額控除を受けるに当たり、「ご利用明細」等の保存は不要です。